

広島市告示第185号
令和8年4月1日

計量法（平成4年法律第51号）第19条に規定する特定計量器の定期検査を、次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 実施区域及び実施期日

(1) 非自動はかりでひょう量が1トン未満のもの、分銅及びおもり

安佐北区 令和8年 5月7日から令和9年3月31日まで

安佐南区 令和8年 7月1日から令和9年3月31日まで

佐伯区 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

西区 令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 非自動はかりでひょう量が1トン以上のもの

安佐北区、安佐南区、佐伯区及び西区 令和8年11月17日から令和9年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

2 実施場所

特定計量器の所在場所

ただし、特段の理由がある場合にあっては、広島市指定定期検査機関が指定した場所とする。

3 定期検査を実施する者

広島市指定定期検査機関 一般社団法人広島県計量協会